

第4節の4 形態1-7

(網構成)

第16条の8 当社のISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第16条の9 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表26の1、2、2、3、4及び5のとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第16条の10 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。